

鹿島地方事務組合火災予防条例第43条（防火対象物の使用開始の届出等）
の取扱いについて

（平成21年8月19日制定）

第1 鹿島地方事務組合火災予防条例（平成21年鹿島地方事務組合条例第30号）第43条に基づく防火対象物の使用開始届出の範囲を、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（以下「令別表第1」という。）各項に掲げる防火対象物のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 延べ面積が150平方メートル以上のもの
- (2) 消防用設備等（誘導標識を除く。）の設置が義務となるもの
- (3) 令別表第1（6）項ロ、（16）項イ及び（16の2）項の防火対象物（（16）項イ及び（16の2）項は、（6）項ロの用途部分が存するものに限る。）で、収容人員が10人以上のもの
- (4) 令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項イ、ハ及びニ、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物（（16）項イ及び（16の2）項は、（6）項ロの用途部分が存するものを除く。）で収容人員が30人以上のもの
- (5) その他、消防長又は消防署長が特に必要と認めるもの

第2 その他

この事務取扱いは、平成21年4月1日から適用する。